

近 畿 地 建
資 料 配 布

配布日時	平成10年7月24日 14時
------	-------------------

件 名	平成10年度「道路をまもる月間」諸行事について 期 間 平成10年8月1日～平成10年8月31日の間
-----	---

取り扱い日時	_____
--------	-------

同時配布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問い合わせ先	近畿地建 道路部路政課 06-942-1141 代 田中 内線4152
--------	--

本年も 8 月 1 日から 8 月 3 1 日までの 1 カ月間を「道路を
まもる月間」として関係団体等の協力を得て建設省をはじめ、
各道路管理者の主催による広報活動が実施されます。

近畿地建の道路関係事務所でも 8 月 1 0 日の「道の日」を
中心に各種イベント、講演会、パレード、街頭 P R 等を実施
します。

イベント一覧表

主催事務所	日時	場所	イベント内容（イベント名）
滋賀国道工事事務所	8月1日（土） 16:40～19:20	滋賀県彦根市 J R彦根駅前 彦根港特設ステージ	（「道の日」たそがれライブ） パレード、クイズ大会、ライブコンサート
	8月10日（月） 13:30～15:30	滋賀県大津市 大津市民会館	（「道の日」親子ふれあい劇場） シャボン玉ショー、キャラクターショー、クイズ大会
福知山工事事務所	8月15日（土） 13:00～18:00	京都府福知山市 福知山厚生会館	（みちは友だち ふれあいステージ） キャラクターショー、パネル展、コンサート
京都国道工事事務所	8月8日（土） 10:00～16:00	京都市下京区 梅小路公園	（Love Way '98） キャラクターショー、キャラクターによるクイズ、迷路ほか
大阪国道工事事務所 浪速国道工事事務所	8月10日（月） 11:00～ 8月11日（火） 17:00	大阪市港区弁天町 オーク200アトリウム	（ロードフェスタ'98） 開会セレモニー、パネル展示、絵画展・写真展ほか
	8月10日（月） 15:00～16:00	大阪市港区弁天町 三井アーバンホテル	小松和彦大阪大学教授講演会
浪速国道工事事務所	8月10日（月） 13:00～16:00	枚方市楠葉 京阪くずは駅前 モール街	（「緑立つ道」道の日記念コンサート） キャラクターショー、クイズ、パネル展ほか
豊岡工事事務所	8月7日（金） 10日（月） 9:00～17:00	兵庫県美方郡村岡町 道の駅ハチ北 ほか2箇所	（ポスター展） 沿道の小中学生によるポスター展
姫路工事事務所	8月1日（土） 17:00～19:00	兵庫県姫路市 大手前公園	（「道の日」にぎわいコーナー） 姫路お城祭りに出展 ゲーム、アンケート
兵庫国道工事事務所 阪神国道工事事務所	8月10日（月） 10:30～12:00	神戸市中央区 J R三宮駅南口広場 三宮センター街	（「道の日」街頭キャンペーン） オープニングセレモニー、パレード PRグッズ配布等
奈良国道工事事務所	8月3日（月） 13:30～14:30	奈良県奈良市 奈良市史跡文化センター	（「'97道路をまもる月間」 オープニングセレモニー） オープニングセレモニーほか

主 催 事 務 所	日 時	場 所	イベント内容（イベント名）
和歌山工事事務所	8月9日（日） 13:00～16:50	和歌山県和歌山市 和歌山県民文化会館	（ロードフェステ 21） 小中学生による道路パトロール隊ビデオ、おもしろ道路教室、歌のステージ、パネル展
紀南工事事務所	8月2日（日） 13:00～15:30	東牟婁郡那智勝浦 那智勝浦町体育文化会館	（PRイベント） キャラクターショー、漫才ほか
福井工事事務所	8月1日（土） 2日（日） 13:00～21:00	福井県福井市 福井駅前広場	（「98ペンタワイワイ夏まつり」） パネル展示、クイズ、アンケート、マジックショー

平成10年度道路愛護団体等感謝状贈呈一覧表

NO.	局長 所長の別	団体 個人の別	団体名・個人名代表者名・住所（ふりがな）	団体設立 年月日構成 人員	年齢	作業内容	作業従事期間	年間作 業日数	作業地・延長・面積	功績内容	備考
1	局長	団体	たいまこどもかい 太間子供会	50名		地下道・歩道 の清掃	昭和52年から	月 2回	一般国道1号 寝屋川市太間町ほか歩道部 600m	道路愛護	大阪国道
2	局長	団体	うおざきみなみまちごちょうめじちかい 魚崎南町5丁目自治会	昭和48年 10名		地下道・歩道 の清掃	昭和60年から	週 2回	一般国道43号 神戸市東灘区魚崎南町 200m	道路愛護	兵庫国道
3	局長	団体	うちでちょうじちかい 打出町自治会	昭和44年 25名		歩道の清掃 植栽帯の清掃	昭和50年から	日 1回	一般国道43号 芦屋市打出町 600m	道路愛護	兵庫国道
4	局長	団体	わかみやちょうじちかい 若宮町自治会	昭和44年 20名		歩道の清掃 植栽帯の清掃	昭和50年から	月 2回	一般国道43号 芦屋市若宮町 400m	道路愛護	兵庫国道
5	局長	団体	ながたくれんごうふじんかい 長田区連合婦人会	昭和26年 5000名		歩道の清掃 植栽帯の清掃	昭和61年から	月 2回	一般国道2号 神戸市長田区東池尻町～浪松町 2km	道路愛護	兵庫国道
6	局長	団体	かつらぎちょうりつかせだしょうがっこう かつらぎ町立笠田小学校	昭和22年 339名		歩道・横断歩 道橋の清掃	昭和58年から	日 1回	一般国道24号 和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田 100m	道路愛護	和歌山
7	局長	個人	わたなべよしあき 渡辺 良昭		66歳	道路情報モニター	昭和44年から	不定数	一般国道27号 京都府船井郡丹波町富田長野	道路モニター	福知山
8	局長	個人	さくらたけあき 佐倉 武明		64歳	道路情報モニター	昭和44年から	不定数	一般国道27号 舞鶴市十倉	道路モニター	福知山
9	局長	個人	いけだとうすけ 池田 東助		55歳	道路情報モニター	昭和47年から	不定数	一般国道9号 京都府天田郡三和町字芦刈278	道路モニター	福知山
10	局長	個人	やまもとともちか 山本 和親		74歳	道路情報モニター	昭和45年から	不定数	一般国道9号 福知山市字長田2707-5	道路モニター	福知山
11	所長	団体	こうとくじょせいかい 光徳女性会	昭和25年 400名		国道の清掃	昭和50年から	年 2回	一般国道9号 京都市下京区中堂寺壬生川町 1km	道路愛護	京都国道

平成10年度道路愛護団体等感謝状贈呈一覧表

N0.	局長 所長の別	団体 個人の別	団体名・個人名代表者名・住所（ふりがな）	団体設立 年月日構成 人員	年齢	作業内容	作業従事期間	年間作 業日数	作業地・延長・面積	功績内容	備考
12	所長	団体	すみともぎんこうしんさいばししてん 住友銀行心斎橋支店	昭和26年 49名		歩道の清掃 植栽帯の清掃	平成6年から	月 1回	一般国道25号 大阪市中央区南船場3丁目 50m	道路愛護	大阪国道
13	所長	団体	すみぎんりーす 住銀リース（株）	昭和59年 360名		歩道の清掃 植栽帯の清掃	昭和63年から	月 1回	一般国道25号 大阪市中央区南船場3丁目 50m	道路愛護	大阪国道
14	所長	団体	さんとうちょうしんどうはちぼくかい 山東町新堂八木会	昭和57年 31名		植栽帯の整備	平成3年から	年 3回	一般国道9号 兵庫県朝来郡山東町新堂 50m	道路愛護	豊岡
15	所長	団体	ふくいしあそうづちくせいしょうねんいくせいかい 福井市麻生津地区青少年育成会	昭和51年 97名		地下道の清掃	平成6年から	年 2回	一般国道8号 福井市主計中町9字下高田 84m	道路愛護	福井

平成10年度「道路をまもる月間」実施要綱

I 目 的

この運動は、安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設等の点検と整備を推進するとともに、道路の正しい利用の啓発と道路愛護思想の普及を図り、道路を常に広く美しく、安全に利用する気運を高めることを目的とする。

II 期 間

平成10年8月1日（土）から8月31日（月）までの1箇月間

III 主 催

建設省、北海道開発庁、沖縄開発庁、都道府県、市町村、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方道路公社

IV 後 援（予定）

総務庁、警察庁、環境庁、文部省、厚生省、運輸省、自治省

V 協 賛（順不同）（予定）

（社）建設広報協議会、（社）道路緑化保全協会、（社）日本橋梁建設協会、
（社）日本新聞協会、（社）日本道路協会、（社）日本道路建設業協会、
（社）日本民間放送連盟、（社）全国道路標識標示業協会、
（社）阪神有料道路サービス協会、
（財）首都高速道路協会、（財）首都高速道路厚生会、
（財）首都高速道路技術センター、（財）阪神高速道路管理技術センター、
（財）全日本交通安全協会、（財）道路施設協会、
（財）日本道路交通情報センター、（財）本州四国連絡道路管理協会、
（財）道路厚生会、（財）道路管理センター、（財）道路環境研究所、
（財）道路保全技術センター、
全国建設弘済協議会、全国道路利用者会議、道路広報センター、
道路整備促進期成同盟会全国協議会、日本放送協会

VI 運動の重点

1. 道路環境の点検と整備
2. 道路の正しい利用の指導
3. 道路愛護思想の普及
4. 広報活動の推進

VII 推 進 標 語

最優秀作品 ・汚すまい 道路は素敵な景色です
優 秀 作 品 ・この道は 我が家の居間に続く道
（6点） ・ひとり一人が 道路愛護のサポーター
・この道は あなたのマナーがつくる道
・住む人の まごころ映す この道路

- ・休めない道路に 気配り 思いやり
- ・この道を やがては通る 子も孫も

VIII 表 彰

1. 建設大臣は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し功績が特に顕著な民間の団体又は個人を表彰する。
2. 都道府県知事は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し著しい功績のあった民間の団体又は個人を表彰する。

IX 推進要領

道路管理者及び関係機関は、この月間において、国民の道路に対する理解と協力が得られるよう、道路の正しい利用の認識と道路愛護思想の普及について、地域の実情に即した課題を設定し、道路を利用する方々の意識に呼びかける運動を行う。あわせて、道路利用者の視点から交通安全施設等の点検と必要な整備を積極的に実施し、安全かつ快適な道路環境の保持に努めるものとする。

1. 道路環境の点検と整備

(1) 不法占用等の点検と指導

- ① 道路が置き看板、日除け、商品等により不法に占用され、通行の障害、道路環境の悪化をきたしていることにかんがみ、商店街等の歩行者及び自転車利用者等の多い地域、小学校並びに高齢者・障害者等の利用する機会の多い施設を中心とした地域等において、道路管理者自らが車椅子に乗る等道路利用者の立場から点検を行い、道路の不適正な使用の是正や正しい利用の指導を行うこと。

実施に当たっては、本月間前に不法占用物件の実態を把握するよう調査を行い、その調査結果に基づき、本月間中に占用物件に対する個別指導、撤去の勧告等を積極的に行うこと。特に悪質な事例については、監督処分等厳正な措置を講じること。

あわせて、道路の正しい利用について、説明会やチラシ配布等を通じた広報啓発活動を展開し、地域住民、地元商店街等の地域の理解を深め、地域ぐるみで安全で快適な道路環境の確保に努めること。

- ② 駅周辺及び市街地等における大量の放置自転車等については、条例等に基づき、関係機関等との協力により対処し、安全な歩行空間の確保に努めること。

(2) 交通安全施設等の点検と整備

- ① 既存の交通安全施設等が合理的かつ効果的に設置され、交通事故の防止と円滑な通行の確保のためにその役割を十分果たしているかを点検し、必要な改善に努めること。

点検にあつては、最近の事故状況を踏まえ、各地域の実態に応じた課題を設定し、道路利用者の視点から実施すること。その際、必要に応じて地域の住民・企業等の意見を聴くこと。

- ② 歩道については、段差・傾斜・勾配等の改善及び除草を実施し、平坦性・快適性の確保に努めること。
- ③ 道路標識等の視認性を確保するため、街路樹の枝葉を伐採する等、安全に通行できる道路環境を保持すること。

(3) 工事中の安全措置等の点検と指導

道路交通の安全と円滑を確保するため、道路工事、占用工事等各種工事について表示施設、安全柵、保安灯の設置、路面の仮覆工その他安全管理事項の実施状況を点検し、必要な措置を講じるよう指導すること。

(4) 道路交通情報の連絡体制の点検と整備

道路交通の安全と円滑化を図り、事故等を未然に防止するため、異常気象時・事故発生時等における道路交通情報の連絡体制及び道路交通管理施設を総合的に点検し、必要な措置を講じること。

2. 道路の正しい利用の指導

(1) 道路利用者に対する指導等

① 道路構造の保全を図り、あわせて大型車両等による交通事故を防止するため、道路法及び車両制限令に違反して通行する車両に対し、「特殊車両の通行に関する指導取締りの強化について」（平成8年9月18日付け建設省道路局長通達）等を踏まえ、関係機関の協力を得て、強力かつ効果的に指導取締りを実施すること。また、高速自動車国道等においては、料金所での違反車両の進入防止等の措置を強力に展開すること。

さらに、ポスター掲示、パンフレット配布等を通じ、道路法及び車両制限令の趣旨の周知徹底に努めるとともに、車両の積載物の落下防止等の措置について、併せて指導すること。

② 道路の構造に応じた車両の重量、高さ等の制限の必要な箇所について、その実態を点検し、適切な通行制限を行う等必要な措置を講じること。

③ 道路に空き缶、たばこの吸い殻等のゴミを捨てないように、パンフレットの配布等により道路を利用する際のマナーの向上に努めるよう指導すること。

(2) 地域住民に対する指導

商品の荷捌き、路上作業等により通行機能が阻害されないよう、道路の正しい利用について、町内会、婦人会、商店会等を通じて指導すること。

3. 道路愛護思想の普及

道路の正しい利用について、街頭指導や地域住民の参加による道路の清掃美化運動の実施、道路愛護団体の育成等により、道路愛護思想の普及に努めること。

4. 広報活動の推進

「国民共有の財産である道路は、常に広く、美しく、安全に」を基本テーマとし、報道機関の協力を得て、道路の意義、重要性について広報するとともに、本運動の周知徹底を図ること。

また、平成10年度は新しい道路計画の初年度にあたることから、道路整備の必要性についても積極的に広報すること。

このため、講演会、展示会、道路見学会、一日道路パトロール等の行事の実施、ポスター等の掲示、チラシの配布等各地の実情に即した効果的な広報活動を強力に推進すること。

平成10年度「道路をまもる月間」推進標語入選作品

○最優秀作品／建設大臣賞

「汚すまい

道路は素敵な景色です」

鳥取県鳥取市

財原^{さいはら} 敏夫さん

○優秀作品／道路局長賞

「この道は

我が家の居間に続く道」

福岡県福岡市

杉山^{はるひで} 晴英さん

「ひとり一人が 道路愛護のサポーター」

新潟県西蒲原郡吉田町 森山 勉さん

「この道は

あなたのマナーがつくる道」

岐阜県瑞浪市

小木曾^{こぎぞも} 正裕^{まさひろ}さん

「住む人の まごごろ映す この道路」

三重県津市

伊藤 桂三郎さん

「休めない道路に 気配り 思いやり」

東京都狛江市

大原 一彦さん

「この道を やがては通る 子も孫も」

岐阜県各務原市

作田^{さくた} 典子さん